介護保険施設への訪問歯科診療事業補助金交付要綱

制定 平成21年3月23日 区長決定 要綱第81号 改正 平成31年4月1日 要綱第123号

(目的)

第1条 この要綱は、社団法人東京都品川歯科医師会および社団法人東京都荏原歯科医師会(以下「歯科医師会」という。)が、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の介護保険施設(以下「介護保険施設」という。)に入所している高齢者を支援するために実施する訪問歯科診療事業に係る経費を助成し、品川区の介護保険施設における総合的なケア体制の整備に資することを目的とする。

(補助金の交付額)

第2条 補助金は、歯科医師会に対し、前条の事業に要する経費の一部を予算の範囲内で 交付するものとする。

(補助金の交付額の通知)

第3条 区長は年度当初において、補助金交付予定額通知書(様式第 1 号)により、歯科医師会に通知する。

(補助金の交付申請)

第4条 歯科医師会は、別に定める期限までに補助金交付申請書(様式第2号)に事業計画書および収支予算書を添えて、区長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 区長は、前条に規定する申請書を受理したときには、速やかに審査し、適正であると 判断したときは、補助金交付決定通知書(様式第3号)を歯科医師会に送付するものとす る。

(請求書の提出)

第6条 歯科医師会は、前条に規定する補助金交付の決定通知を受けたときは、区長が別に定める期限までに、補助金交付請求書(様式第4号)を提出しなければならない。

(事故報告)

第7条 歯科医師会は、補助対象事業の全部または一部の遂行が不可能となった場合、速 やかに区長に報告しなければならない。

(補助金の交付決定の取消等)

第8条 区長は、補助金の交付決定通知を受けた歯科医師会が、その後の事情により事業の全部または一部の遂行ができなくなった場合は、補助金交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(事業遂行状況の報告)

第9条 区長から補助対象事業の遂行状況の報告を求められた場合、歯科医師会はこれに 応じなければならない。

(実績報告書の提出)

第10条 歯科医師会は、補助対象事業の終了後または毎会計年度終了後、速やかに補助 対象事業の事業実績報告書(様式第5号)を区長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 区長は、前条の実績報告書の審査および必要に応じて行う現地調査等により補助 対象事業の成果が補助金の交付決定の内容およびこれらに付した条件に適合するもので あるかどうかを調査し、適合すると認めたときは補助金の額を確定し通知する。

(補助金の経理等)

第12条 歯科医師会は、補助金の収支に関する帳簿および事業に関する記録を整理し、 経理および事業の状況を常に明確にしておかなければならない。

(決定の取消)

- 第13条 区長は、歯科医師会が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができるものとする。
 - (1) 偽り、その他不正手段により交付を受けたとき
 - (2) 他の用途に使用したとき
 - (3) 交付決定の内容、または、これに付した条件に違反したとき

(補助金の返還等)

第14条 区長は、補助金交付の決定の全部または一部を取り消したときは、補助金の全部 または一部の返還を命じなければならない。

(違約金)

第15条 補助金交付の全部または一部を取り消し、その返還を命じたとき、歯科医師会は当該補助金を受領した日から返還日までの日数に応じ、年10.95%の割合で計算した違約金(100円未満の場合を除く。)を区に支払わなければならない。

(滞納金)

第16条 歯科医師会は、第8条の事由により補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じてその未納付額につき、年14.6%の割合で計算した滞納金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

 社団法人 東京都 歯科医師会

 会 長 様

品川区長

年度介護保険施設への訪問歯科診療事業補助金交付予定額通知書

介護保険施設への訪問歯科診療事業補助金交付要綱に基づき、交付予定額を内示いたしますので、下記により交付申請の手続についてよろしくお願いいたします。

記

- 1. 交付予定額 金 円
- 2. 申請書類 年度介護保険施設への訪問歯科診療事業補助金交付申請書
- 3. 添付書類 (1) 年度介護保険施設への訪問歯科診療事業計画書
 - (2) 年度介護保険施設への訪問歯科診療事業収支予算書
- 4. 提出期限 年 月 日

品川区長様

住 所 社団法人 東京都 歯科医師会 会 長

年度介護保険施設への訪問歯科診療事業補助金交付申請書

介護保険施設への訪問歯科診療事業補助金交付要綱に基づき、下記金額を交付されたく関係書類を添えて申請いたします。

記

- 1. 交付申請額 金 円
- 2. 申請書類 年度介護保険施設への訪問歯科診療事業補助金の交付申請書
- 3. 添付書類 (1) 年度介護保険施設への訪問歯科診療事業計画書
 - (2) 年度介護保険施設への訪問歯科診療事業収支予算書

 社団法人 東京都 歯科医師会

 会 長 様

品川区長

年度介護保険施設への訪問歯科診療事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請があった平成 年度介護保険施設への訪問歯科診療 事業補助金の交付を決定したので通知いたします。

記

- 1. 交付決定額 金 円
- 2. 交付時期 年 月 日
- 3. 交付条件

この補助金の取扱いについては、「介護保険施設への訪問歯科診療事業補助金交付要綱」により行うこと。

4. 申請の撤回

この決定の交付の内容またはこれに付された条件に異議があるときは、この交付決定の通知受領後7日以内に申請の撤回ができる。

品川区長様

住 所 社団法人 東京都 歯科医師会 会 長

年度介護保険施設への訪問歯科診療事業補助金請求書

年 月 日付第 号をもって交付決定のあった 年度介護保険施設への訪問歯科診療事業補助金として、下記の金額を請求します。

記

1. 介護保険施設への訪問歯科診療事業補助金 金 円

品川区長様

住 所 社団法人 東京都 歯科医師会 会 長

年度介護保険施設への訪問歯科診療補助金事業実績報告書

介護保険施設への訪問歯科診療事業補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を受けた事業が終了したので、関係書類を添えて報告いたします。

記

- 1. 年度介護保険施設への訪問歯科診療事業実績報告書
- 2. 年度介護保険施設への訪問歯科診療事業収支決算報告書